

## 8.5 騒音・振動

## 8.5.1 調査事項

調査事項は、表 8.5-1 に示すとおりである。

表8.5-1 調査事項

区 分	調査事項
ミティゲーション の実施状況	<p>[工事用車両に対するミティゲーション]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資材の搬入に際しては、走行ルートの特約、規制速度を遵守する等安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める。</li> <li>・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。</li> <li>・低公害型の工事用車両を極力採用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する。</li> <li>・工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。</li> <li>・工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用するよう指導する。</li> <li>・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、交通渋滞とそれに伴う騒音・振動の低減に努める。</li> <li>・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底するよう運転者への指導を徹底する。</li> <li>・工事用車両の走行に伴う周辺市街地への影響を極力軽減するため、計画地周辺において同時期に行われる都営辰巳一丁目団地建替事業の事業者との協議を行う等の調整を図る。</li> </ul> <p>[建設機械に対するミティゲーション]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低騒音型建設機械を採用する。</li> <li>・工事区域周辺には仮囲い（3.0m）を設置する。</li> <li>・周辺に著しい影響を及ぼさないように、工事の平準化に努める等事前に作業計画を十分検討する。</li> <li>・建設機械の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化及び建設機械の効率的稼働に努める。</li> <li>・アイドリングストップの掲示等を行い、不要なアイドリングの防止を徹底する。</li> <li>・建設機械の稼働に当たっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底する。また、建設機械に能力以上の負荷をかけないよう徹底する。</li> <li>・騒音・振動の発生を極力少なくするよう、最新の低騒音型建設機械の採用及び低騒音・低振動な施工方法の採用に努める。</li> <li>・詳細な施工計画を検討する際に、近隣施設等への騒音・振動の影響をより低減するよう建設機械の機種や配置となるよう計画する。</li> <li>・建設機械は、定期的に点検整備を行い、故障や異常の早期発見に努める。</li> <li>・環境保全のための措置を徹底するために、工事現場内を定期的にパトロールし、建設機械の稼働に伴う影響を低減する環境保全のための措置の実施状況を確認・指導する。</li> <li>・工事中の騒音発生に対し、必要に応じて防音シート等の防音対策を講じる。</li> <li>・工事前及び工事中の建築工事に関する住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。</li> </ul> <p>[工事用車両及び建設機械に対するミティゲーション]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音・振動に関する住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。</li> <li>・環境保全のための措置については、現場内での掲示や定例会議、現場内朝礼、作業打合せ等を通じてすべての作業員にその遂行を徹底するよう、施工業者に対して指導を行う。</li> </ul>

### 8.5.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺地域とした。

### 8.5.3 調査手法

調査手法は、表 8.5-2 に示すとおりである。

表8.5-2 調査手法

	調査時点	工事中の適宜とした。
調査期間	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とした。
調査地点	ミティゲーションの実施状況	工事用車両については計画地及びその周辺、建設機械については計画地とした。
調査手法	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料(建設作業日報等)の整理による方法とした。

## 8.5.4 調査結果

## (1) 調査結果の内容

## 1) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.5-3(1)～(3)に示すとおりである。なお、騒音・振動に関する問合せはなかった。

表8.5-3(1) ミティゲーションの実施状況(工事用車両)

ミティゲーション	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>資材の搬入に際しては、走行ルートの限定、規制速度を遵守する等安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める。</li> </ul>	<p>施工業者に対しては、あらかじめ設定した走行ルートと関連法令の遵守について施工前に指導・教育を行った。また、日々の作業間連絡調整会議(写真8.5-1)時に搬出入車両台数及び時間帯を確認・調整を行うことで車両の集中を避け、騒音・振動の低減に努めた。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用する計画とする。</li> </ul>	<p>沿道環境や近隣への影響に配慮した走行ルートをあらかじめ設定し、新規入場者研修(写真8.5-2及び3)、安全衛生協議会や施工前打合せ等で施工業者に事前指導を行った。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>低公害型の工事用車両を極力採用するとともに、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ及び定期的な整備点検の実施を周知・徹底する。</li> </ul>	<p>可能な限り低公害型の工事用車両を使用するよう指導した。朝礼(写真8.5-4)や現場巡視時にはアイドリングストップの厳守等、運転者へ指導を行うとともに、アイドリングストップ厳守に関わる掲示(写真8.5-5)を行い、関係者へ周知・徹底した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。</li> </ul>	<p>前日の作業間連絡調整会議(写真8.5-1)時に工事用車両の総量を把握し、入退場時間や複数ある工事用車両出入口を計画的に使用調整することで、車両の集中を避けた。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事作業員の通勤に際しては、公共交通機関を利用するよう指導する。</li> </ul>	<p>新規入場者研修(写真8.5-6)、安全衛生協議会や新規入場者教育等で公共交通機関の積極的利用を促すとともに、通勤車両を利用する場合はできるだけ乗合乗車とすることで台数削減に努めるよう指導した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、交通渋滞とそれに伴う騒音・振動の低減に努める。</li> </ul>	<p>工事用車両の出入口付近に交通整理員を適正人数配置(写真8.5-7)し、歩行者最優先の誘導を行うよう適宜指導するとともに、工事用車両運転手へは交通整理員の誘導に従うよう指導した。また、近くの東京辰巳国際水泳場でのイベント等で前面道路や歩道に一般車両や歩行者が一時的に多くなるときは、交差点付近にも交通整理員を増員配置し、交通渋滞の低減とそれに伴う騒音の低減に努めた。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底するよう運転者への指導を徹底する。</li> </ul>	<p>工事用車両の走行に当たっては、関連法令を遵守するよう、安全衛生協議会や朝礼(写真8.5-4)等で適宜指導を行った。</p> <p>施工業者へは関連法令を遵守した車両の運行を行うよう事前指導した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両の走行に伴う周辺市街地への影響を極力軽減するため、計画地周辺において同時期に行われる都営辰巳一丁目団地建替事業の事業者との協議を行う等の調整を図る。</li> </ul>	<p>都営辰巳一丁目団地建替事業と計画地周辺の交通状況に配慮し、かつ、辰巳団地建替工事との調整が不要になるよう事前の辰巳団地自治会との協議により当該団地敷地内及び周辺道路の工事車両の通行を禁止した。</p>

表 8.5-3(2) ミティゲーションの実施状況(建設機械)

ミティゲーション	実施状況
・低騒音型建設機械を採用する。	建設機械の選定に当たっては、低騒音型建設機械(写真8.5-8)を採用した。
・工事区域周辺には仮囲い(3.0m)を設置する。	工事区域周辺には仮囲い(3.0m鋼板パネル)(写真8.5-9)を設置した。また、第三者が確認しやすい位置の仮囲いに騒音・振動計を配置(写真8.5-10)し、24時間測定値をデジタル表示した。
・周辺に著しい影響を及ぼさないように、工事の平準化に努める等事前に作業計画を十分検討する。	工事の平準化に努め、作業間連絡調整会議(写真8.5-1)や工程調整会議等で作業計画を検討した。
・建設機械の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化及び建設機械の効率的稼働に努める。	建設機械の効率的稼働と作業の平準化を図った施工計画・工程管理を行うことで、工事用車両・建設機械の集中稼働を避けた工事を行った。
・アイドリングストップの掲示等を行い、不要なアイドリングの防止を徹底する。	アイドリングストップについては、朝礼(写真8.5-4)等の場や掲示物(写真8.5-5)で運転者へ周知・徹底した。
・建設機械の稼働に当たっては、不要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底する。また、建設機械に能力以上の負荷をかけないよう徹底する。	不要な空ぶかし、急発進等の禁止、建設機械の能力以上の負荷をかけないことについては、朝礼(写真8.5-4)等の場で運転者へ周知・徹底した。
・騒音・振動の発生を極力少なくするよう、最新の低騒音型建設機械の採用及び低騒音・低振動な施工方法の採用に努める。	建設機械については、超低騒音型の建設機械(写真8.5-11)の採用に努めた。 また、地盤改良工事については、騒音・振動の影響が少ない静的締固め砂杭工法(サンドコンパクションパイル工法)(写真8.5-12)を採用した。
・詳細な施工計画を検討する際に、近隣施設等への騒音・振動の影響をより低減するような建設機械の機種や配置となるよう計画する。	道路境界際(特に北側)では、建設機械の集中稼働による近隣施設への影響を極力抑えるため、稼働台数や作業時間等に配慮した作業計画とした。
・建設機械は、定期的に点検整備を行い、故障や異常の早期発見に努める。	建設機械の持込時における検査記録、年次点検等の法定点検記録、日々の始業前点検を確実に実施することにより、建設機械が適切に稼働するよう維持・管理に努めた。
・環境保全のための措置を徹底するために、工事現場内を定期的にパトロールし、建設機械の稼働に伴う影響を低減する環境保全のための措置の実施状況を確認・指導する。	職長会パトロール(写真8.5-13)や安全パトロール等によって、環境保全のための措置の実施状況を確認し、朝礼(写真8.5-4)や作業間連絡調整会議(写真8.5-1)において指導を行った。
・工事中の騒音発生に対し、必要に応じて防音シート等の防音対策を講じる。	低騒音型の建設機械を使用することで、法令上の騒音規制値を遵守するとともに、敷地境界際に設置した騒音計、振動計(写真8.5-10)にて規制値以下であることを確認した。また、計画地南側の資材置場の周囲にも防音シートを設置し、周辺環境への騒音の低減に努めた。
・工事前及び工事中の建築工事に関する住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。	近隣からの相談窓口を設置するとともに、連絡先等を掲示(写真8.5-14)し、体制を整えた。なお、騒音・振動に関する問合せはなかった。

表8.5-3(3) ミティゲーションの実施状況(工事用車両及び建設機械)

ミティゲーション	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音・振動に関する住民からの問合せに対しては、迅速かつ適切な対応を行う。</li> </ul>	<p>近隣からの相談窓口を設置するとともに、連絡先等を記載した掲示板を掲示(写真8.5-14)し、住民からの問合せに迅速に対応するよう努めた。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全のための措置については、現場内での掲示や定例会議、現場内朝礼、作業打合せ等を通じてすべての作業員にその遂行を徹底するよう、施工業者に対して指導を行う。</li> </ul>	<p>現場内での掲示や朝礼(写真8.5-4)、新規入場者教育、作業間連絡調整会議(写真8.5-1)等で環境保全のための措置について適宜指導を行った。</p>



写真 8.5-1 作業間連絡調整会議の状況



写真 8.5-2 新規入場者研修資料 (搬入ルート)



写真 8.5-3 新規入場者研修資料 (通行禁止エリア)



写真 8.5-4 朝礼の状況



写真 8.5-5 アイドリングストップの掲示

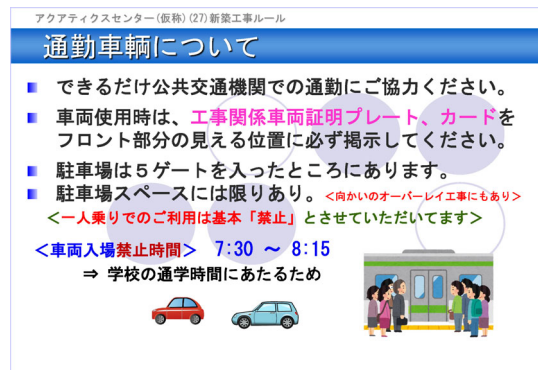


写真 8.5-6 新規入場者研修資料 (通勤車両について)



写真 8.5-7 交通整理員



写真 8.5-8 低騒音型建設機械



写真 8.5-9 仮囲い及びメッシュシート



写真 8.5-10 敷地境界での騒音・振動測定



写真 8.5-11 超低騒音型建設機械



写真 8.5-12 静的締固め砂杭工法



写真 8.5-13 職長会パトロール

建築計画のお知らせ	
建築物の名称	オリンピックアクアテイクセンター(仮称)
建築地の地名	江東区豊洲二丁目2番2の-1、2番6、2番10、3番3の-1、3番6、3番17
建築物の用途	競技場(水泳場、行楽の娯楽場、観覧席、更衣室)、公衆浴場、更衣室(更衣室)、事務所(事務所、検閲所(検閲所))
建築物の建築面積	敷地面積 161,935.78㎡
構造	鉄骨
階数	地上4階 地下1階
竣工予定	平成28年4月1日 完了予定 令和2年2月29日
建築主(住所)(氏名)	国立競技場整備株式会社 東京都中央区新富町三丁目1番1号 電話 03(5263)1111
設計者(住所)(氏名)	株式会社 東京都中央区新富町三丁目1番1号 電話 03(5263)1111
施工者(住所)(氏名)	株式会社 東京都中央区新富町三丁目1番1号 電話 03(5263)1111
協議設置年月日	平成28年9月28日
○ この標識は、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に資する条例(第5条第1項)の規定により設置したものです。 ○ 上記建築計画についての説明の申出は下記へご連絡下さい。 (連絡先) 東京都オリンピック(パラリンピック)事務局 庶務課 担当 渡辺 洋由 東京都江東区豊洲一丁目1番1号 電話 03(5321)1111 内線 38-448	

写真 8.5-14 近隣問合せ窓口